

令和7年3月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)	
地域名 (地域内農業集落名)	木之本町古橋 (木之本町古橋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日 (第5回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域における農業は、多様な農業者を中心に、主に水稻の作付けを行っているが、高齢化が進み担い手が不足している。また、野生獣による農作物被害も多く、農業者の耕作意欲が低下していく。今後は、新たな担い手の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も多様な農業者を中心に農業生産活動に取り組みつつ、新たな農業者の確保や育成に努める。また、継続的に地域内で話し合うことにより、農地の集約を進め、効率的な農業生産活動につなげていく。
獣害対策については、獣害柵の日常的な点検や老朽化部分の更新を行いつつ、集落で点検マップなどを作成し、被害を最小限に抑えられるよう取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、面積の拡大を農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化等に伴い農業をリタイアする者や経営規模縮小する農家の農地について、今後は、農地中間管理機構を活用し、中心となる担い手に集積・集約をしていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今のところ取組予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJA等と連携しながら、集落内外から多様な農業者の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今のところ取組予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--